

函館市飲用井戸等衛生対策要領

第1 目的

この要領は、飲用に供する井戸等ならびに水道法（昭和32年法律第177号）等による規制を受けない水道および小規模な貯水槽水道について、その適正管理、水質に関する定期的な検査、有害物質や病原性微生物等による汚染時における措置ならびに汚染防止のための対策を定めることにより、函館市における飲用水の衛生の確保を図ることを目的とする。

第2 対象施設

この要領において対象とする施設は、次の1から3までに掲げる施設であって水道法または建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の適用を受けないものおよび4に掲げる施設（以下これらを「飲用井戸等」という。）とする。

- 1 地下水、河川水（伏流水を含む。以下同じ。）・湖沼水または湧水を水源とし、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する施設（以下「一般飲用井戸等」という。）
- 2 地下水、河川水・湖沼水または湧水を水源とし、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等（以下「事業所等」という。）に対して飲用水を供給する施設（以下「業務用飲用井戸等」という。）
- 3 水道事業の用に供する水道または専用水道（以下「事業用水道」という。）から供給を受けた水と地下水、河川水・湖沼水または湧水等とを混合した水を水源とし、飲用水を供給する受水槽を有する施設（以下「混合受水槽水道」という。）
- 4 水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道のうち、貯水槽の容量が10立方メートル以下のもの（以下「小規模貯水槽水道」という。）

第3 衛生確保対策

- 1 実態の把握

- (1) 市は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、その設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集整理し、飲用井戸等の使用者に対する啓発のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 市は、飲用井戸等の管理の適正を確保するため、飲用井戸等を設置しようとする者またはその設置者もしくは管理者（以下これらを「設置者等」という。）の協力を求め、または飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を求めるものとする。

2 衛生管理等

設置者等は、飲用井戸等の衛生を確保するため、次に定めるところにより管理等を行うものとする。

(1) 衛生対策

ア 飲用井戸等およびその周辺において、みだりに人畜が立ち入り、動物を飼育し、または、動物の糞尿等汚染源となる物質を搬入することのないように管理し、その清潔保持に努めること。
イ 飲用井戸等は、汚染排水施設（排水溝、排水管、污水貯留槽等）または汚物貯留槽（便槽、浄化槽等）等から水平距離で5メートル以上離して設置するものとし、かつ、それらが汚染源となならないように管理状況の把握に努めること。

ウ 農薬、油類、各種薬品等の飲用水を汚染するおそれのあるものを飲用井戸等の周囲に散布し、または放置しないよう努めること。

エ 飲用井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸入管、弁類、管類、井戸のふた、水槽取水ぜき、湧出口周辺の囲い等）について、定期的に点検を行い、汚染の防止に努めること。

(2) 施設の構造

ア 地下水を水源とする飲用井戸等の設置者等は、汚染を防止するため、井戸を深井戸とするよう努めることこと。

イ 一般飲用井戸等および業務用飲用井戸等で地下水を水源とするものにあっては、ケーシングを地表面または床面から原則3

0センチメートル以上立ち上げ、かつ、井筒の周囲に汚染防止壁等を設け、または井戸を建物内（井戸小屋を含む。）に設けること。

ウ 一般飲用井戸等および業務用飲用井戸等で湧水を水源とするものにあっては、雨水等が混入しないよう湧水口に囲いを設け、汚染防止に努めること。

エ 業務用飲用井戸等および混合受水槽水道（事業所等への給水があるものに限る。）にあっては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めること。

オ 一般飲用井戸等および混合受水槽水道（事業所等への給水があるものを除く。）にあっては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めること。

(3) 維持管理

ア 混合受水槽水道、もしくは小規模貯水槽水道またはこれら以外の施設であって受水槽もしくは高置水槽を設けているものの設置者等は、水道法に基づく簡易専用水道の管理基準に準ずることを基本とし、その水源とする水の供給を受ける水道事業の供給規定に従いこれらの施設を適切に管理すること。

イ アの規定による管理のうち、水槽の清掃については、建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録業者に依頼することが望ましいこと。

ウ 業務用飲用井戸等および混合受水槽水道（事業所等への給水があるものに限る。）については、それらの構造および維持管理に関する必要な帳簿等を備え、常に整理しておくこと。

3 定期および臨時の水質検査等

設置者等は、飲用井戸等の衛生を確保するため、次に定めるところにより飲用井戸等の水質検査および管理の状況に関する検査を行うものとする。

(1) 新たに飲用井戸等を設置する場合には、その設置者等は、給水開始前に、別表第1に規定する一般水質検査および水源の種類に

応じた必要な検査項目に関する検査を行い、検査項目が水道法に基づく水質基準に適合していることを確認すること。

- (2) 設置者等は、別表第1に掲げる定期の水質検査を行うこと。
- (3) 設置者等が水質検査を行うに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼して行うことを原則とする。ただし、水質検査における検査項目のうち建築物飲料水水質検査業の知事登録業者において検査が可能な項目については、当該業者に依頼しても差し支えないこと。
- (4) 設置者等が小規模貯水槽水道の管理の状況に関する検査を行うに当たっては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼して行うこと。
- (5) 飲用水の色、濁り、臭いおよび味について、1日に1回以上自ら確認し、異常を認めたときは、必要に応じて市立函館保健所に報告し、その指導を受けるとともに、必要な項目に関する臨時の水質検査を行うこと。

4 汚染防止策

飲用井戸等の設置者等および市立函館保健所は、飲用井戸等の汚染を防止するため、次に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

(1) 設置者等が講ずる措置

設置者等は、飲用井戸等の水源の種類に応じ、次に定めるところにより有害物質および病原生物による汚染防止の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 有害物質による汚染対策

- (ア) 業務用飲用井戸等または混合受水槽水道（事業所等への給水があるものに限る。）の設置者等は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素等の有害物質による汚染を防止するため、その水源とする水の水質に応じ、有害物質を適切に

除去する浄化装置を設置し、その他必要な対策を講ずること。

- (イ) 一般用飲用井戸等または混合受水槽水道（事業所等への給水があるものを除く。）の設置者等は、有害物質による汚染を防止するため、水源の水質に応じ、有害物質を適切に除去する浄化装置を設置し、その他必要な対策を講ずること。
- (ウ) 有害物質を除去する浄化装置を設置している業務用飲用井戸等または混合受水槽水道（業務用への給水があるもの。）の設置者等は、自ら装置の維持管理を行い、または取扱責任者を定めて装置の維持管理を行わせること。

イ 病原生物による汚染対策

- (ア) 業務用飲用井戸等または混合受水槽水道（事業所等への給水があるものに限る。）の設置者等は、エキノコックス虫卵、クリプトスパリジウム等の病原生物の汚染を防止するため、水源の種類に応じ、病原生物を適切に除去する装置またはろ過設備を設置し、その他必要な対策を講ずること。
- (イ) 一般飲用井戸等または混合受水槽水道（事業所等への給水があるものを除く。）の設置者等は病原生物の汚染を防止するため、水源の種類に応じて、病原生物を適切に除去する装置またはろ過設備を設置し、その他必要な対策を講ずること。
- (ウ) 病原生物除去装置またはろ過設備を設置している業務用飲用井戸等または混合受水槽水道（業務用への給水があるもの。）の設置者等は、自ら装置の維持管理を行い、または取扱責任者を定めて装置の維持管理を行わせること。

(2) 市が講ずる措置

市は、有害物質および病原生物による汚染を防止するため、必要に応じて水質検査を行い、または次に定めることにより污染防治の措置を講ずるものとする。

ア 必要に応じて飲用井戸等の立入調査等を行い、施設、設置者等による水質検査等に関し改善指導を行うこと。

イ 市の関係部局と地下水汚染に関する情報交換を行い、飲用井

戸等が汚染されるおそれがある場合には、設置者等に飲用指導を行うこと。

ウ 地下水の汚染実態の把握および汚染対策等の効果的な推進のための調査研究に努めること。

5 汚染が判明した場合の措置

(1) 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市立函館保健所に報告し、その指示に従うものとする。

(2) 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明したとき、またはクリプトスパリジウム指標菌が検出されたときは、市立函館保健所に報告し、その指示に従うものとする。

(3) 市は、飲用井戸等の汚染を発見したとき、または(1)もしくは(2)の規定による報告を受けて飲用井戸等に汚染のおそれがあると判断したときは、当該飲用井戸等の施設の立入調査を行うとともに、その設置者等に対し、次に定めるところにより改善指導を行い、後日その改善状況について確認するものとする。

ア 水道給水区域内においては、水道水に切替えること。

イ 水道給水区域外においては、汚染されていない水源への切替えを行い、または汚染原因を除去する措置を講ずること。

ウ アまたはイの措置を講ずるまでの間は、飲用には他の安全な水を供すること。

6 その他

(1) 市は、給水区域において、汚染され、または汚染のおそれのある飲用井戸等（小規模貯水槽水道および混合受水槽水道を除く。）の設置者等に対し、その水源の事業用水道への切り替えについて指導するものとする。

(2) 市は、区域内の水道事業者に、小規模貯水槽水道に関し、その供給規定において水道事業者および当該貯水槽水道の設置者の責

任を適正かつ明確に定めることおよび当該貯水槽水道の適正な維持管理を促進することについて指導するものとする。

第4 施行時期

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

沿革

平成元年5月1日 施行

平成14年12月1日 一部改正

平成16年4月1日 全面改正

別表－1 定期の水質検査

| 施設名 水質 検査名 | 業務用飲用井戸等 | | 一般飲用井戸等 | | 小規模貯 水槽水道 | |
|------------------|--|------|---|------|-------------------|--|
| | 混合受水槽水道（業務用） | | 混合受水槽水道（一般用） | | | |
| | 地下水施設 | 他の施設 | 地下水施設 | 他の施設 | | |
| トリクロロエチレン等水質検査 | 3年以内ごとに1回行うものとする。 | | 3年以内ごとに1回行うものとする。 | | | |
| 一般水質検査 | 1年以内ごとに1回行うものとする。 | | 1年以内ごとに1回行うものとする。 | | 1年以内ごとに1回行うものとする。 | |
| クリプトスポリジウム指標菌検査 | 原則、毎月1回以上行うものとする。（深井戸以外を水源とし、過去に大腸菌群が検出され、適切なろ過設備がない場合） | | 原則、毎月1回以上行うことが望ましい。（深井戸以外を水源とし、過去に大腸菌群が検出され、適切なろ過設備がない場合） | | | |
| 簡易水質検査 | 定期清掃の直後に行う。（混合受水槽水槽、小規模水道等の受水槽または高置水槽を第3－2－(3)－アに基づく清掃を実施した場合） | | | | | |

(注) ・「一般用」とは第2－1の居住者に飲用水を供給する施設を示し、「業務用」とは第2－2の事業所に飲用水を供給する施設を示す。

・「地下水施設」とは飲用井戸等、混合受水槽水道のうち、地下水を水源、または受水槽に混合する施設を示し、「他の施設」とは地下水以外を水源または受水槽に混合する施設を示す。

※上記の検査は以下のとおりとする。

| | |
|-----------------|---|
| トリクロロエチレン等水質検査 | 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令101号）の上欄に掲げる事項のうち、本要領別表－2の2欄に掲げる項目に関する水質検査 |
| 一般水質検査 | 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令101号）の上欄に掲げる事項のうち、本要領別表－2の1欄に掲げる項目に関する水質検査 |
| クリプトスポリジウム指標菌検査 | 「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」による指標菌（本要領別表－2の3欄に記載）の検査 |
| 簡易水質検査 | 「空気調和設備等の維持管理および清掃等に係る技術上の基準」（平成15年3月25日厚生労働省告示第119号）の一の1の(4)に定める基準に関する水質検査 |

別表-2 水質検査に関する項目および基準値

| | 項 目 | 基 準 値 |
|---|-------------------|-----------------------|
| 1 | 一般細菌 | 集落数 100 / ml 以下であること。 |
| | 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| | 硝酸態窒素および亜硝酸態窒素 | 10 mg / l 以下であること。 |
| | 塩化物イオン | 200 mg / l 以下であること。 |
| | 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | 5 mg / l 以下であること。 |
| | pH 値 | 5.8 以上 8.6 以下であること。 |
| | 味 | 異常でないこと。 |
| 2 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| | 色度 | 5 度以下であること。 |
| | 濁度 | 2 度以下であること。 |
| | トリクロロエチレン | 0.03 mg / l 以下であること。 |
| 2 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg / l 以下であること。 |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 0.3 mg / l 以下であること。 |
| | 四塩化炭素 | 0.002 mg / l 以下であること。 |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 0.02 mg / l 以下であること。 |
| | ジクロロメタン | 0.02 mg / l 以下であること。 |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg / l 以下であること。 |
| | 1,4-ジオキサン | 0.05 mg / l 以下であること。 |
| 3 | ベンゼン | 0.01 mg / l 以下であること。 |
| | 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 3 | 嫌気性芽胞菌（ウエルシュ菌芽胞） | 検出されないこと。 |